

事務連絡
令和7年7月30日

各都道府県建築行政主務課 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリースイレについて

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

バリアフリースイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のため自動で解錠される設定がされていることや、施設管理者等に自動で通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。

一方で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があるため、バリアフリースイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。

このため、貴課におかれましては、バリアフリースイレの利用者の尊厳が十分に守られるよう、貴都道府県の公共建築設計等の発注部局や公共施設等の施設管理者等に対し、下記の事項について最大限の配慮を行うよう周知いただくとともに、貴管内の所管行政庁その他市町村に対してもこの旨を周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 解錠時間の設定等

- ・重度障害者等の場合、バリアフリースイレの利用時間が通常よりも相当程度長くなることがあるため、解錠時間の設定にあたっては、利用者の実態を考慮して、長めに設定することが望ましい。
- ・また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのものがあるが、扉が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
- ・利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。

2. 利用者への周知

- ・バリアフリースイレの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、トイレ内外に注意喚起の文書を掲示することなどにより、十分に周知することが望ましい。

3. その他

- ・バリアフリースイレの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、日常的に維持管理や点検を適切に行う必要がある。

以上